

福井県報

第 256 号
令和 5 年
7 月 18 日(火)
火曜日発行

目次

(※は原例規集登載事項)

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(二九八・障がい福祉課)……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の変更(二九九・同)……………二
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定(三〇〇・同)……………二
- ※漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業に係る区域および区分の決定の一部
改正(三〇一・水産課)……………三
- 福井県知事管理漁獲可能量の変更(三〇二・同)……………四
- 福井県知事許可漁業における制限措置および申請期間(三〇三・同)……………四
- 福井県特定水産資源の採捕の停止に関する規則第二条第二項の規定に基づく採捕
の禁止の撤回(三〇四・同)……………五
- 保安林の指定の予定(三〇五・三〇六・森づくり課)……………六
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(三〇七・同)……………六
- 道路の位置の指定(三〇八・三国土木事務所)……………七

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(長寿
福祉課)……………七
- クリーニング師の研修およびクリーニング所の業務に従事するものに対する講習
の指定(医薬食品・衛生課)……………九
- 土地改良区の役員の退任(二件・福井農林総合事務所)……………一〇
- 土地改良区の役員の就任(同)……………一〇
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察
本部会計課)……………一〇

公安委員会告示

- 機械警備業務管理者講習の実施(八一・生活安全企画課)……………一二

正誤

- 令和五年五月三十日福井県告示(福井海区漁場計画の策定)……………一三

告示

福井県告示第298号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
更生医療 育成医療	カドノ薬局津内店	敦賀市津内町3丁目7-8	有限会社カドノ薬局	代表取締役 角野 雅之	敦賀市中央町1丁目17-1	令和5年7月1日
更生医療 育成医療	ひまわり薬局	大飯郡高浜町青戸1字坂1-19	-	須田 晃弘	大飯郡高浜町事代1-61	令和5年7月1日

福井県告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関の指定の変更の届出があったので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

訪問看護ステーション

担当する自立支援医療の種類	変更内容	名称	所在地	新	旧
精神通院 医療	訪問看護ステーション所在地	花訪問看護ステーション	福井市文京5丁目17-26	福井市文京5丁目17-26	福井市大宮6丁目15-25 Nsビル201号室

福井県告示第300号

令和5年7月1日付けで、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地
1 呼吸器科	佐藤 謙之	市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60
2 内科	山田 実夏	木村病院	あわら市北金津第57号25番地
3 脳神経外科	村坂 憲史	木村病院	鯖江市旭町4丁目4番9号
4 リハビリテーション科	山口 朋子	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
5 整形外科	谷 哲郎	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
6 内科	西森 一久	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地

7	循環器科	辻 俊比古	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
8	循環器科	片岡 達宏	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
9	整形外科	森田 悠吾	林病院	越前市府中一丁目3番5号
10	形成外科	宮前 誠	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地
11	耳鼻咽喉科	福辻 賢治	福辻耳鼻咽喉科医院	敦賀市津内町2丁目8-22
12	外科	濱野 梨絵	泉ヶ丘病院	敦賀市中81号岩ヶ鼻1-11

福井県告示第301号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域および区分の決定(平成15年福井県告示第456号)の一部を次のように改正する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

表中、

「越前町D 加入区	越前町漁業協同組合の地区のうち、旧大樟漁業協同組合および旧道口漁業協同組合の地区の区域	3 機船底びき網漁業、機船底びき網漁業および貝かご漁業を併せ営む漁業および沖合底びき網漁業であって旧道口漁業協同組合の地区の者が行う漁業
越前町F 加入区	越前町漁業協同組合の地区のうち、旧厨漁業協同組合の地区の区域	4 中型いか釣り漁業(総トン数20トン以上の漁船により釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業をいう。以下同じ。)
		1 機船底びき網漁業、機船底びき網漁業および貝かご漁業を併せ営む漁業および沖合底びき網漁業

」を

越前町D 加入区	越前町漁業協同組合の地区のうち、旧大樟漁業協同組合および旧道口漁業協同組合の地区の区域	3 機船底びき網漁業および貝かご漁業を併せ営む漁業および沖合底びき網漁業であって旧道口漁業協同組合の地区の者が行う漁業
-------------	---------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

越前町F加入区	越前町漁業協同組合の地区のうち、旧野漁業協同組合の地区の区域	1 機船底びき網漁業および貝かご漁業を併せ管む漁業および沖合底びき網漁業および貝かご漁業を併せ管む漁業
---------	--------------------------------	-----------------------------------------------------

」に改める。

附 則

この告示は、令和5年7月18日から施行する。

福井県告示第302号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろの令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	32.7
福井県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	0.4

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	19.3
福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	0.2

福井県告示第303号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業および福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号。以下「規則」という。）第4条第1項各号に掲げる漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置および申請すべき期間を次のように定めたので公示する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

表1 法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数		船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
		9(許可または起業の認可を受けている船舶の数：9隻)	15トンの範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数					
小型機船底びき網漁業(手線第1種漁業)	機船底びき網漁業	9(許可または起業の認可を受けている船舶の数：9隻)	15トンの範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	(略)	(略)	坂井市安島崎から真方位260度の線以北の福井県沖合海域 ただし、次の各号を順次に結ぶ線と陸岸との間の海域を除く。 (1)京都府舞鶴市沖の島北端 (2)前号の点と三方上中郡常神埼突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸崎突端と坂井市安島崎突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 (3)前号後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡干飯埼突端とを結ぶ線との交点 (4)前号後段の線と、三方上中郡常神埼突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 (5)前号後段の線を北に延長した線と、第2号後段の線との交点 (6)坂井市安島崎突端から西3海里の点 (7)石川県羽咋市滝埼突端 (6月1日から6月30日までは、大飯郡鋸崎突端から正北の線以西の海域を除く。)	(略)	福井県に住所を置く者 石川県に住所を置く者
小型機船底びき網漁業(手線第2種漁業)	自家用え取網漁業 えびごぎ網漁業 なまこごぎ網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	京都府に住所を置く者
小型機船底びき網漁業(手線第3種漁業)	なまこけた網漁業 貝けた網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 許可または起業の認可を申請すべき期間

- (1) 小型機船底びき網漁業のうち小型機船底びき網漁業(手線第1種漁業)
令和5年7月18日から令和4年8月15日まで

福井県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和２年福井県規則第５８号）第２条第２項の規定により、次のとおり公示する。

令和５年７月１８日

福井県知事 杉本 達治

福井県資源管理方針（令和５年福井県告示第２１９号）別紙１－２に規定する福井県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等における漁獲量の総量が、令和５管理年度（令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第３３条第２項第１号に掲げる場合に該当すると認めるとして告示したが、同知事管理区分の割当量が増加したことに伴い同規定に該当しなくなったため、福井県特定水産資源の採捕の停止に関する規則第２条第１項の規定に基づき採捕の禁止（令和５年福井県告示第２７１号）を撤回する。

福井県告示第３０５号

農林水産大臣から、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第３０条の規定により、次のとおり告示する。

令和５年７月１８日

福井県知事 杉本 達治

- １ 保安林子定森林の所在場所
大野市宝慶寺４０字普門坂１０の１、２１から２３まで、２４の１
- ２ 指定の目的
土砂の流出の防備
- ３ 指定施業要件
 - (１) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宝慶寺４０字普門坂１０の１・２２（以上２筆について、次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (２) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第３０６号

農林水産大臣から、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２９条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第３０条の規定により、次のとおり告示する。

令和５年７月１８日

福井県知事 杉本 達治

- １ 保安林子定森林の所在場所
福井市薬師町１９字畑木山９、１０、１９、２０、２２、５１字桃木谷２０の２、２１、３０、３１の１から３１の３まで
- ２ 指定の目的
土砂の流出の防備
- ３ 指定施業要件
 - (１) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (２) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第３０７号

森林法（昭和２６年法律第２４９号）第３３条の２の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第３３条の３において準用する同法第３０条の２の規定により、次のとおり告示する。

令和５年７月１８日

福井県知事 杉本 達治

- １ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市佐開５０字利足１の１、２の１から２の３まで、３の１から３の５まで
- ２ 保安林として指定された目的
公衆の保健
- ３ 変更後の指定施業要件
 - (１) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第308号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月18日

福井県三国土木事務所長 高野 政志

1 申請者の住所および氏名

福井県坂井市春江町江留下高道145番地

株式会社フェアリアル

代表取締役 岡鼻 美規

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
坂井市春江町江留中26 字中田宅地1番1の一部 および11番の一部	6.00	62.34

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量

カンベカメラ（核医学検査装置） 一式

(2) 業務内容

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

令和5年12月28日（木）

(4) 履行場所

福井県福井市島寺町93-6

福井県立すこやかシルバークリニック

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) この入札に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしてしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課 地域包括ケアグループ

電話 0776-20-0330

(2) 入札説明書等の交付期間

令和5年7月18日（火）から令和5年8月1日（火）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、別紙様式1）に、仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年7月18日（火）から令和5年8月1日（火）まで（休日を除く。）の9時から17時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平

成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札者によりこの入札に参加しようとする者

(ア) 提出方法

提出期限内に提出先に直接持参により提出すること。

(イ) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課 地域包括ケアグループ

電話 0776-20-0330

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年8月24日（木）8時30分から17時まで および

令和5年8月25日（金）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和5年8月28日（月）10時00分

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達職務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課 地域包括ケアグループ

電話 0776-20-0330

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに

通貨

日本語および日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金および契約保証金
福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。
- (3) 入札の無効
福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

- (4) 契約書作成の要否

- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1 1 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required

Gamma camera(Nuclear medicine examination equipment).1 set

- (2) Date, time of bidding

10 : 00AM August 28, 2023

- (3) Deadline for delivery

December 28, 2023

- (4) The place for delivery

93-6 Shimadara-town,Fukui-city, Fukui-prefecture Fukui Prefectural Sukoyaka

Silver Hospital

- (5) Contact point for the notice

Senior citizen welfare division, Fukui Prefectural Government, 3-17-1,Ote, Fukui

city, Fukui prefecture, 910-8580, Japan

TEL 0776-20-0330

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づくクリー

ニング師の研修（以下「研修」という。）および同法第8条の3の規定に基づくクリーニング所の業務に従事するものに対する講習（以下「講習」という。）を指定したので、次のとおり公示する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

1 主催者の名称および住所

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋6丁目8番2号

2 研修の種類

- (1) 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するもの）

ア 開催年月日および会場

令和5年11月26日（日）

福井県自治会館

福井市西開発4丁目202-1

イ 研修の科目および時間数

(1) 衛生法規および公衆衛生

(2) 洗濯物の受取、保管および引渡し

(3) 洗濯物の処理

(4) 繊維および繊維製品

（各1時間 計4時間）

※レポート提出あり

※初回受講者、継続受講者とも受講時間数は同数

ウ 受講料

5,000円

- (2) 第2型研修（通信制で行うもの）

ア 受講の申込みの受付期間

第1回 令和5年10月2日（月）から
令和5年11月30日（木）まで

第2回 令和5年12月1日（金）から
令和6年1月31日（水）まで

イ 研修の科目およびレポートの課題

(1) 衛生法規および公衆衛生

(2) 洗濯物の受取、保管および引渡し

(3) 洗濯物の処理

(4) 繊維および繊維製品

ウ 受講料

5. 000円

3 講習の種類

- (1) 第2型講習（通信制で行うもの）
ア 受講の申込みの受付期間
上記2(2)第2型研修と同じ

イ 講習の科目およびレポートの課題
上記2(2)第2型研修と同じ

ウ 受講料

4. 500円

4 その他

研修に関する問合せは、公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター（〒910-0003 福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル3階 電話 0776-25-2064）に行うこと。

福井県土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年1月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

理事 室田 祐治 福井市浜島町6-40

足羽文殊土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月21日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

理事 吉川 強 福井市上細江町33-25

福井県土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
理事 山脇 文雄 福井市浜島第12-3

令和5年7月18日（火）

福井県報第256号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年7月18日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称
電子計算組織に係るデータエントリー業務委託

(2) 調達役務の内容

「入札説明書」および「データエントリー業務委託実施要領」（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

ア 契約期間

令和5年9月8日から令和8年9月30日まで

イ 履行期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで
ただし、契約締結年度の翌年度以降において、福井県の歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

(4) 履行場所

福井県坂井市春江町針原58-10	福井県運転者教育センター
福井県大野市南新家32-1-4	福井県奥越運動者教育センター
福井県越前市余田町2-1-1	福井県丹南運動者教育センター
福井県三方上中郡若狭町倉見1-5-1	福井県嶺南運動者教育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施
入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。（紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者を以下「紙入札者」という。）

4 入札説明書の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880（内線2271）

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。紙入札者にあつては、入札説明書別記様式5）に必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し契約担当者の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年7月18日(火) 午前8時30分から
令和5年8月2日(水) 午後5時まで

（福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札者

(ア) 提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は、配達記録の残る簡易書留郵便等を利用（提出期間内に必着）すること。）

(イ) 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県警察本部警務部会計課契約係

電話 0776-22-2880（内線2271）

(3) 資格確認等の通知

資格確認等の結果は、電子入札システムを使用して通知する。ただし、紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法
5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年8月28日(月) 午前8時30分から午後5時まで
令和5年8月29日(火) 午前8時30分から午後4時まで

(3) 開札日時

令和5年8月30日(水) 午後2時

- (4) 開札場所
福井県福井市大手3丁目17-1 福井県警察本部入札室
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった3年分の契約希望金額を36で除した金額(月額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 落札者の決定に関する事項
(1) この入札に係る調達役務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(2) 前号の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、電子くじにより落札者を決定する。
- 9 その他
(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。
(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。
(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。
(4) 契約書作成の要否
要
(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
ア 申請書の受付時期
福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17-1
福井県会計局会計課総務第三グループ
電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。
- 10 Summary
(1) Nature and quantity of the service to be required
Outsourcing of data entry work on electronic computer
(2) Date/Time of Bidding
200P.M. 30 August, 2023
(3) Contact point for the notice
Accounting Division Fukui Prefectural Police Headquarters, 3-17-1, Ote, Fukui City, Fukui Prefecture, 910-8515 Japan.
TEL 0776-22-2880 (extension 2271)
- ## 公安委員会告示
- 福井県公安委員会告示第81号
警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。
令和5年7月18日
福井県公安委員会
委員長 春木 麻紀子
- 1 実施期間
令和5年8月23日(水)から同年8月28日(月)までの4日間(日曜日および土曜日を除く。)
- 2 実施場所
福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル
一般社団法人福井県警備業協会
- 3 定員
20名
- 4 受講申込みの手続
(1) 受付期間
令和5年7月24日(月)から同年8月2日(水)までの午前9時から午後0時まで

でおよび午後1時から午後5時までの間（日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。）

(2) 受付場所

福井県内の警察署
なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。） 1通

(4) 手数料

39,000円に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話0776-22-2880（内線3192、3193）または各警察署生活安全課（係）

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了検査

講習終了後、福井県公安委員会が修了検査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

付 録

令和5年5月30日福井県告示（福井海区域漁場計画の策定）

ページ	投 行	誤	正
1	2 31、32	(イ) 北緯36度17分44.1秒、東経136度14分36.6秒 (ウ) 北緯36度18分23.9秒、東経136度13分43.8秒	(イ) 北緯36度17分44.0秒、東経136度14分36.6秒 (ウ) 北緯36度18分23.8秒、東経136度13分44.2秒
16	1 34、35	(イ) 北緯36度17分44.1秒、東経136度14分36.6秒 (ウ) 北緯36度18分28.3秒、東経136度13分38.0秒	(イ) 北緯36度17分44.0秒、東経136度14分36.6秒 (ウ) 北緯36度18分28.2秒、東経136度13分38.3秒

令和五年七月十八日発

行

発行人

〒九一〇-八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県